

※写真はイメージです

CHOFU



観て、学んで、食べて！

ガストロノミー ツアーリズム ぶち体験ツアー！

バスで巡る城下町長府



ツアープラン

出発日 **3月13日(金)**

おひとり様 **15,000円** 税込

昼食、バス代込

- ※最少催行人員10名 添乗員あり
- ※利用バス会社：関門観光バス（予定）
- ※昼食1回（ケータリングによる）

- 9:30 下関駅南口交通広場
- 10:00-13:30 長府苑
模擬せり体験・ふくと鯨のおもしろ講座
ふく刺実演見学・長府けんちょうパン講話
昼食（ふくと鯨）
- 14:00-15:30 関見台公園、城下町長府散策
長府観光会館（買い物）
- 16:00 下関駅解散

旅行条件書(要約)ご予約前に必ずお読みください。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前に確認の上、お申込ください。

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書及び同第12条の5の定めるところの契約書の一部となります。

●募集型企画旅行契約

- この旅行は(株)西日本旅行<以下「当社」>が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。(2) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行のお申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。
- 旅行の申し込みと契約の成立
1) 申込書に所定事項をご記入の上、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約が成立しております。当社からの予約の旨を通知した後、予約の申し込みの翌日から起算して三日以内に申込書と申込金を提出していただきます。
3) この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
3) 申込金(お一人様につき)

- | 旅行代金のお支払い | お申し込み金 |
|---------------------|-----------|
| 30,000円未満 | 6,000円以上 |
| 30,000円以上60,000円未満 | 12,000円以上 |
| 60,000円以上100,000円未満 | 20,000円以上 |
| 100,000円以上 | 30,000円以上 |
- 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承認し(3)の申込金を受領したときに成立したものとします。
 - 旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にある日より前に支払ういただきます。
 - 旅行中止の場合
ご参加のお客様がパンフレット(ページ)に明示した最小催行人数に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日(日曜日旅行は3日前)より前に連絡させていただきます。お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。
 - 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの
1) パンフレット(ページ)に記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料が含まれます。2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。
 - 商品表示価格は、消費税等諸税も含まれます。

●お申し込み条件

- 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- お客様からの旅行契約の解除(取消料)
1) お客様はいつでも定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行の契約の解除をすることができます。お取り消しの際、下記の取消料と別途事務手数料として(お一人様につき)5,000円をご請求させていただきます。この場合、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しいたします。申込金で納めないときは、その差額を申し受けます。
- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
①旅行契約締結後解除する場合(②-⑤を除く) 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空運賃等といずれか大きい額以内
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
③20日目に当たる日以降の解除(③-⑤を除く) 旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空運賃等といずれか大きい額以内
④20日目に当たる日以降の解除(④-⑤を除く) 旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空運賃等といずれか大きい額以内
⑤旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空運賃等といずれか大きい額以内
⑥旅行開始当日に解除 旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空運賃等といずれか大きい額以内
⑦旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 旅行代金の100%以内
- 2) 尚、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- 3) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊ホテル等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。
- 旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費などがかかる場合があります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申し込みの販売店にお問い合せください。
- 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関または、お申し込み店にご通知ください。
- 個人情報の取り扱いについて
1) 当社及び当社の委託旅行業者(以下「販売店」)は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。2) 当社、当グループ会社(会社名等はホームページをご参照ください)および販売店では、取り扱う商品、サービス等のご案内、ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い、統計資料の作成に、お客様の個人情報を活用させていただきます。3) 個人情報の取り扱いについては、お申し込みの販売店にお問い合せください。
- ご旅行条件・ご旅行代金の基準
この旅行条件は、令和2年1月6日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容であります。
また旅行代金は、令和2年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

お問合せ・お申し込みは

旅行企画・主催



近畿日本「ツーリスト」特約店
TRAVEL WEST JAPAN
西日本旅行

全国旅行業協会正会員 福岡県知事登録 2-591号
総合旅行業務取扱管理者 上田 三佳

■ツーリスト下関支店

〒750-0006 山口県下関市南部町7-5

(定休日/水曜・土曜・
日曜・祝日・年末年始)

TEL.083-223-4891